

京都市教育委員会教育長訓令甲第8号

事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成21年1月22日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条中

「京都まなびの街 生き方探究館

企画推進室

- (1) 京都まなびの街 生き方探究館に関すること。
- (2) スチューデントシティ及びファイナンスパークの企画及び調査並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) スチューデントシティ及びファイナンスパークの整備に関すること。
- (4) 室内の庶務に関すること。 」

を削る。

附 則

この訓令は、平成21年2月12日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)